

令和 9 年度 保育所等へ入所希望の保護者の皆さまへ

◆下記期間に受け付けた申込みのうち、入所希望月が4月のものを1次選考対象として、利用調整（入所選考）します。

町内認可保育所等の申込書類の受付け及び面接日程表

入所希望施設	受付・面接日	受付・面接時間	対象	受付・面接会場
くまの森こども園〈保育部〉 ・ くまのこ保育園 （新入児）	令和8年11月4日 （水曜日）	午前9：00 ～ 11：00	新入児	くまの森こども園
		午後3：30 ～ 5：30	在園児	
はるかぜ保育所 ・ 広域保育所 （新入児）	令和8年11月5日 （木曜日）	午前9：00 ～ 11：00	新入児	はるかぜ保育所
		午後3：30 ～ 5：30	在園児	
くまのこ保育園 （在園児）	くまのこ保育園の在園児については、書類をいったん園でお預かりします。 令和8年11月2日（月）までに書類を園に提出してください。			

- ※ 0歳児クラス年度当初の受入対象は、令和8年4月2日から10月1日までに生まれたお子さまです。
- ※ 0歳児保育は、すべての施設で行う予定としていますが、職員体制の都合等により、実施しない場合があります。
- ※ **新入児は、面接を行います。お子さまを連れて会場にお越しください。**
- ※ 第1希望の施設の欄にある会場・日時にお越しください。第2希望の施設など、複数の会場へお越しいただく必要はありません。
- ※ 2名以上の児童の入所申込みをされる場合は、一度に受け付けさせていただきますので、いずれかの会場・日時にお越しください。在園児の弟妹等の新規入園を予定されている場合も、弟妹等の受付け・面接時に上のお子さま（在園児）の申込書類をお持ちいただいで結構です。
- ※ 在園児で転園を希望される場合は、現在通っている保育所の会場・日時で受け付けます。
- ※ 当日の申込人数や混雑状況等により、受付けや面接時間が上記のとおりとならない場合があります。

町外（広域）認可保育所等の申込書類の受付け及び面接日程表

町外（広域）保育所	新入児（面接あり）	令和8年11月5日（木曜日）	午前9：00 ～ 11：00	はるかぜ保育所
	在園児（書類のみ）	令和8年11月6日（金曜日） 令和8年11月9日（月曜日） 令和8年11月10日（火曜日）	午前8：30 ～ 午後5：15	上富田町役場 ④番窓口

- ※ **新入児は、面接を行います。お子さまを連れて会場にお越しください。**

～感染症予防のために～

受付当日、保護者や申込児童、その他同居家族等の体調に異常がある場合は、無理にお越しにならず、役場福祉課子育て支援班（☎0739-34-2373）にご連絡ください。後日書類の受付け及び面接を実施させていただきます。なお、このような事情の場合、書類の提出が遅れたために1次選考から除外されることの無いよう配慮いたします。



個人番号（マイナンバー）の記入について

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「子ども・子育て支援法施行規則」の規定に基づき、保育所等利用申込及び認定申請に係る様式について、個人番号（マイナンバー）の記入欄を設定しています。

個人番号のご記入は、上富田町に住民登録がない世帯員や、個人番号に変更があった世帯員の分のみでかまいません。（入所と同時に上富田町へ転入予定であっても、ご記入ください。）

上富田町に住民登録がある方については、同意に基づき、職員が職権にて個人番号を確認させていただきます。



↓個人番号をご記入いただいた場合↓

受付時に、①個人番号の確認と②本人確認をさせていただきます。

（実際に申請にお越しいただいた方の分だけで結構です）

① 個人番号の確認

次のいずれか

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）
- ・個人番号の通知カード
- ・個人番号が記載された住民票

② 本人確認

官公署が発行した写真付きの証明書（下記例）

- ・個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等

※上記のような写真付きの証明書がない場合は、健康保険資格確認書と住民票など、氏名、生年月日、住所が表示されたものを2つ以上ご提示ください。



◎ はるかせ保育所に入所希望の方は以下を参考にしてください

年度当初の予定

- ★ 新入児については、令和9年4月1日からの入所としておりますが、実際には、入所式（例年4／5頃）の翌日から登所し、最初の6日間（土、日を除く）は慣らし保育を行います。慣らし保育期間中は、原則として午前中だけの預かりとなります。ただし、他の保育所、託児所等で集団保育された経験のある児童はこの限りではありませんので、保育所にご相談ください。また、就労等により、慣らし保育期間中に午前中のお迎えが難しいご家庭も、保育所にご相談ください。

保育所へ入所されると

- ★ 保育所の行事等には、保護者の皆さまにご参加いただくことがあります。ご協力をお願いいたします。
- ★ 保育所利用料以外にも給食費（主食費、副食費）、保護者会費等徴収させていただくことがあります。詳しくは入所決定後にお知らせします。

保育所利用料(利用者負担)及び3歳児以上の副食費の納入について

- ★ 0～2歳児の保育所利用料及び3歳児以上の副食費（おかず・おやつ等の食材料費）は、原則として口座振替によりお納めいただきます。なお、副食費についても、保育所利用料でご契約いただいた口座からの振替とさせていただきます。上富田町の保育所利用料について、口座振替の契約がない保護者は、入所決定後に金融機関にて手続きをお願いいたします。振替日は毎月月末で、12月に限り25日です。振替日が土・日・祝日にあたる場合は翌営業日になります。振替日までに、口座へご入金くださいますようお願いいたします。なお、残高不足等により保育所利用料又は副食費の振替が出来なかった場合は、納付書を発行いたしますので、納付期限までにお支払いください。
- ★ 市町村民税所得割課税額を基に保育所利用料の階層区分を決定しています。4～8月（前期）分は前年度、9～3月（後期）分は当年度の市町村民税（住民税）所得割課税額により算定します。保育所利用料が賦課されるのは0～2歳児クラスの課税世帯の児童です。

お休みについて

- ★ 日曜日・祝日はお休みです。年度当初、お盆休み、1月4日は希望保育になります。また、休所日に運動会等の行事を実施した場合、翌日を希望保育とさせていただきます。詳しくは入所決定後にお知らせします。
- ★ 土曜日の家庭保育について
親子、家族のふれあいを大切に考え、毎週土曜日は家庭保育の日としております。なお、勤務等によりどうしても家庭保育が出来ない場合は、前月の25日までに保育所へ希望保育の申込みをしてください。0歳児はお子さまの状態等によりご利用いただけないことがありますので、事前に保育所へご相談ください。
- ★ 気象庁等により警報以上（波浪を除く）又は警戒レベル3相当以上の防災気象情報（高潮を除く）が発表された場合、児童の安全確保のため、自宅待機とします。登所後に気象庁等から上記の発表がなされた場合は、お迎えをお願いいたします。
- ★ 感染症等による登所停止があります。
感染症等の予防に関しては、学校保健法に準じます。

保健衛生について

★ 保育所への薬の持込みについて

事故防止のため、原則として、薬の持込みはご遠慮いただいています。持病・食物アレルギー等により、薬の持込みがどうしても必要な場合は、事前に保育所へご相談ください。

給食について

★ 0～2歳児の給食費は、保育所負担となっています。

3歳児以上の給食費は、保護者負担となっています。負担額は、主食費（米・麺等）が3カ月毎に1, 100円、副食費（おかず・おやつ等）が毎月4, 500円です。

★ （夏期を除く）月1～2回お弁当日を実施しますので、その日はお弁当を持たせてください。

★ 毎月の給食献立については、献立予定表を配布いたします。

★ 食物アレルギーがあるお子さまについては、医師の指示書をご提出いただいたうえ、アレルギーを含むメニューがある日は、それに代わるものをご家庭から持ってきていただきます。アレルギーを含むメニュー以外のものは保育所で提供させていただきます。（詳細は入所後に個別相談します。）

延長保育について

★ 保育必要量の認定区分（「保育標準時間」「保育短時間」）により、延長保育の取扱いが異なります。

【保育の利用可能時間】保育標準時間（11時間）の方 / 午前7:30～午後6:30

保育短時間（8時間）の方 / 原則 午前8:00～午後4:00 ※

※原則以外の時間帯での保育を希望される方は、保育所にご相談ください。

保育所の開所時間や保育課程の都合上、ご希望に添えない場合もあります。

【延長保育】利用可能時間外の利用は延長保育となります。（開所時間内での利用に限られます。）

保育所の「開所時間」については施設一覧でご確認ください。）

【延長保育料】15分間 100円（1分でも超過すれば100円を申し受けます）

保護者会行事について

★ 保護者会総会や清掃奉仕、運動会等の保護者が参加する行事があります。

当日は保護者全員に参加をお願いしています。年間行事については入所承諾書に同封する入所のしおりでお知らせします。詳細は保育所にお問い合わせください。

* 詳しくは入所承諾書の発送時に、入所のしお리를同封いたしますのでご確認ください。令和8年度の入所のしおりは町ホームページでご確認いただけます。

入所承諾書は、2月上旬～中旬頃に送付いたします

●第1希望の施設に入所できない見込みの方へは、年末年始頃に電話連絡をさせていただきます。

●保育所の受入体制や調整の都合により、時期は上記のとおりとならない場合があります。

●在園児で保育所利用料等の未納がある場合は、入所承諾書は保育所利用料の完納後にお渡しいたします。

◆令和9年度保育所利用料（前期）の決定通知書は4月中旬頃に発送予定です◆

